

運転免許だより

徳島県運転免許センター

マイナンバーカードと運転免許証の一体化についてのお知らせ

道路交通法の一部を改正する法律
(令和4年法律第32号)により
令和7年3月24日から
マイナンバーカードと運転免許証の一体化
が始まります！

概要

- 希望者には運転免許に係る情報をマイナンバーカードに記録。
- 免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）のみを保有することも、同カードと免許証の両方を保有することも可能。
- 自動車等の運転時は、免許証又はマイナ免許証のいずれかの携帯が必要。

◆免許証等の保有状況は3パターン◆

1

免許証のみ



2

マイナ免許証のみ



3

2枚持ち



◆マイナ免許証にすると メリットがあります！

- 住所変更等手続きワンストップ化
- 経由申請の迅速な更新等
- 免許更新時講習のオンライン化



【デジタル庁HP】
マイナンバー制度・
マイナンバーカード
の詳細はこちら

- マイナ一体化登録は各運転免許センター（免許の交付手続きを伴わないものは警察署でも可能）で手続きができます。詳しくは徳島県運転免許センター（088-699-0110）まで。